

注意事項

豊明市社会福祉協議会認知症高齢者等個人賠償責任保険事業は、認知症のため徘徊のおそれがある方が、日常生活における偶発的な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、最大1億円を補償するもので、保険料は豊明市社会福祉協議会が負担いたします。

【保険の期間と継続手続き】

保険の加入期間は、申請結果通知に記載される保険の期間のとおり年度末までです。
加入の継続を希望する場合は毎年事業加入（継続）申請書を提出していただく必要があります。

【申請事項変更の届け出】

本事業の申請事項に変更があった場合は、速やかに変更・廃止届を提出してください。
変更の届が無い場合、保険が適用されない場合があります。

【加入の廃止】

次のような場合は、速やかに変更・廃止届を提出してください。

- ・保険加入を辞退
- ・死亡
- ・市外へ転出
- ・施設入所
- ・長期的な入院
- ・行方不明になるおそれが無くなった（寝たきりなど）

【加入の取消し】

事業加入者について虚偽の申請その他不正な行為により加入の承認を受けたときは、被保険者の承認を取り消します。

【連絡先】

事故が発生した場合	保険加入事業の問合せ・申請等
<p>万が一事故が発生した場合は、速やかに連絡をしてください。</p> <p>*あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024（24時間） ※IP電話からは0276-90-8852（有料）</p> <p>*株式会社 豊明損保センター 0562-92-7011</p>	<p>この事業に関するお問合せ、申請書類等の提出先</p> <p>*豊明市社会福祉協議会 0562-93-5051</p>